

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（空床型）契約書

（サービスの目的及び内容）

- 第1条 老人短期入所施設特別養護老人ホームいこいの麓・滝沢あなぐち(空床型)（以下「事業者」という。）は、介護保険法等の関係法令及びこの契約に従い、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、事業者が管理運営する施設に短期間入所する利用者に対し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練のサービスを提供します。
- 2 サービス内容の詳細は、重要事項説明書に記載のとおりとします。

（契約の有効期間）

- 第2条 この契約の有効期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとします。
- 2 利用者は利用開始日の8時30分以降に入所し、利用終了日の17時15分までに退所するものとします。
- 3 事業者は、有効期間終了の日の14日前までに、利用者又は代理人に対して、契約更新を行うか否かの意思表示を行うよう求めるものとします。
- 4 利用者又は代理人が有効期間満了までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとします。この場合において、更新後の有効期間は12カ月とし、それ以降も同様とします。

（代理人）

- 第3条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結することができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や日常生活自立支援事業の内容を説明するものとします。

（保証人）

- 第4条 利用者又は代理人は、この契約締結に当り、保証人を立てるものとします。ただし、利用者に保証人を立てる事ができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
- 2 保証人は利用者及び代理人と連帯して次の責任を負います。
- (1) 利用者が医療機関を受診する場合、受診手続きが円滑に進行するように協力すること。
- (2) 利用料の未納がある場合、利用者に代わって債務を保証すること。

（短期入所生活介護計画等）

- 第5条 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、サービスを提供します。また、入所期間が4日以上となる場合は、短期入所生活介護計画を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。短期入所生活介護計画を作成した場合は、利用者又は代理人に説明の上その写しを交付します。
- 2 短期入所生活介護計画には、施設に入所してサービスを利用する期間（利用期間を記

載するものとします。ただし、利用期間を特定できない場合には、月・週等により予定の期間を記載するものとします。

- 3 利用者又は代理人は、サービスを利用する日の7日前までに、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。事業者は、施設に余裕がない場合その他正当な理由がない限り、これに応じるものとします。
- 4 事業者は、利用者又は代理人がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能な場合には、速やかに短期入所生活介護計画の変更等を行います。
- 5 事業者は、利用者又は代理人が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

(身体拘束の禁止)

第6条 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためや緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 2 事業者は、前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束の行為を行った場合には、速やかに代理人に連絡するとともに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等に記録します。

(サービス提供の記録等)

第7条 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めたサービス提供記録書等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入します。

- 2 事業者は、サービス提供記録書等に書面を作成した後5年間これを保存し、利用者又は代理人の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

(利用料等)

第8条 利用者又は代理人は、事業者に対し、重要事項説明書に掲げる短期入所生活介護・介護予防短期生活介護サービスの負担金及び滞在費、食費その他の利用料を支払うものとします。

- 2 事業者は、利用料を改定したときは、利用者又は代理人に対してその旨を通知し、本契約の継続について確認するものとします。ただし、介護保険法等の法令改正により負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者又は代理人に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

(利用料の滞納)

第9条 利用者は、利用料を請求書が発行された月の末日までに支払うものとし、翌月の請求書発行時に支払が確認できない場合は、事業者は、再度利用者に催告するものとします。

- 2 利用者は、正当な理由なく利用料の支払が完了しない場合は、事業者より文書で

この契約を解除することができるものとします。なお、利用者が何らかの理由により利用料の支払を行うことが出来ない場合には、利用者の代理人、又は連帯保証人が利用料の支払を行うものとします。

- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

(利用者による契約解除等)

第10条 利用者又は代理人は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して本契約解除の意思表示をすることにより、この契約を解除することができます。

- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合のほかこの契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 利用者又は代理人は、いつでもサービスの利用を中止することができます。この場合には、利用者又は代理人は、速やかにその旨を事業者に連絡するものとします。
- 4 利用者又は代理人は、サービス利用の予定日の前日までに、サービス利用中止の連絡をしなかった場合には、重要事項説明書に定める金額のキャンセル料を、事業者を支払うものとします。

(事業者による契約解除)

第11条 事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合には、事業者は、速やかに居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者はその旨を連絡します。

(契約の終了)

第12条 利用者が介護保険施設等に入所し、又は要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、短期入所生活介護のサービスの利用が困難となった場合には、この契約は終了するものとします。

- ①利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合。
- ②ご利用者または、ご家族の非協力など双方の信頼関係を破壊する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所の通常の業務遂行に支障がでていると判断した場合には、滝沢市健康福祉部高齢者支援課、滝沢市地域包括支援センターへ相談を行い、契約を解除させて頂くことがあります。
- ③以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合、契約を解除致します。
 - ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物をむける、手を払いのける等）
 - ・セクシャルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動 等）
 - ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為）
- ④職員に対する金品等の心付はお断りしております。

(秘密保持)

第13条 事業者は、業務上知り得た利用者・代理人及びその家族等の個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

- 2 事業者は、文書によりあらかじめ利用者又は代理人の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を利用することができるものとします。

(損害賠償)

第14条 事業者は、サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の責に帰さない事由による場合はその限りではありません。

(緊急時の対応)

第15条 事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、主治の医師又は協力病院（孝仁病院）医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(苦情対応)

第16条 利用者又は代理人は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者又は代理人が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをいたしません。

(契約外の事項)

第17条 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者又は代理人と事業者の協議により定めます。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関して訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とします。

上記の契約を証するため、本書を2通作成し、各自が署名押印の上、利用者又は代理人と事業者が1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 老人短期入所施設(空床型) (特別養護老人ホームいこいの麓・滝沢あなぐち)

(事業者番号 0371600495)

住 所 岩手県滝沢市穴口221番地2

管理者 施設長 山内 二三男 印

利用者

住 所

氏 名印

代理人

住 所

氏 名印 利用者との続柄 ()

勤務先

保証人

住 所

氏 名印 利用者との続柄 ()

勤務先